

事務連絡
令和元年9月4日

各都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局保育課

令和元年10月以降の2号認定子どもの公定価格における
副食費の取扱いについて

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年10月以降の公定価格の単価案について、令和元年8月22日付けで各都道府県宛てにお送りしたところですが、副食費が施設等による徴収となることに伴う公定価格の金額の変動に関して、多くの照会をいただいているところです。金額の変動の内容等について、別紙のとおり整理しておりますので、各都道府県におかれましては、その内容についてご承知おきいただくとともに、管内市町村(特別区を含む。)に対する周知をお願いいたします。

この度は、令和元年10月以降の公定価格の単価案や本取扱いについてお示しするのが遅れ、大変恐縮ですが、本取扱いの趣旨をご理解いただくとともに、引き続き幼児教育・保育の無償化の円滑な実施に向けご協力をお願いいたします。

【担当】

内閣府子ども・子育て本部参事官
(子ども・子育て支援担当)付 給付担当
TEL: 03-5253-2111 (内線 38346、38344)

厚生労働省子ども家庭局保育課 保育調整係
TEL: 03-5253-1111 (内線 4855)

(別紙)

2号認定子どもの公定価格における副食費の取扱い

これまで、

保育料における副食費については、平成10年に保育料の考え方を見直した際に、当時の運営費上の食材料費を踏まえ、月額4,500円と設定し、これまで据え置いてきたところです。

一方、公定価格における副食費については、毎年の物価等の変動を勘案し、今年度4月の公定価格においては月額5,181円を事業費に計上しています。

実際の保育所等における児童1人当たりの副食費の支出額(月額)は、平成30年度に実施した「保育所等の運営実態に関する調査結果」では、

- ・0歳～2歳児の副食費は4,350円
- ・3歳～5歳児の副食費は4,688円
- ・この調査結果から、平成30年3月の利用児童数^{*}を基に加重平均すると4,546円

でした。

^{*}平成30年3月の福祉行政報告例(月報)(平成30年3月)における保育所及び幼保連携型認定こども園の利用児童数

今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年10月から2号認定子どもの副食費は、保育料の一部として市町村が徴収する形から施設等による徴収に変更され、

これまで保育料における副食費が月額4,500円であったことや、副食費の支出額の実態がその額に近かったこともあり、副食費徴収免除加算の金額を月額4,500円に設定するとともに、施設等が徴収する副食費の金額は月額4,500円を目安とする考え方を示しました。

公定価格における副食費については、月額5,181円を減額する一方で、4,500円との差分を活用して、栄養管理加算とチーム保育推進加算を拡充し、食育の充実を図り、公定価格全体としては影響がないようにしました。

(拡充内容)

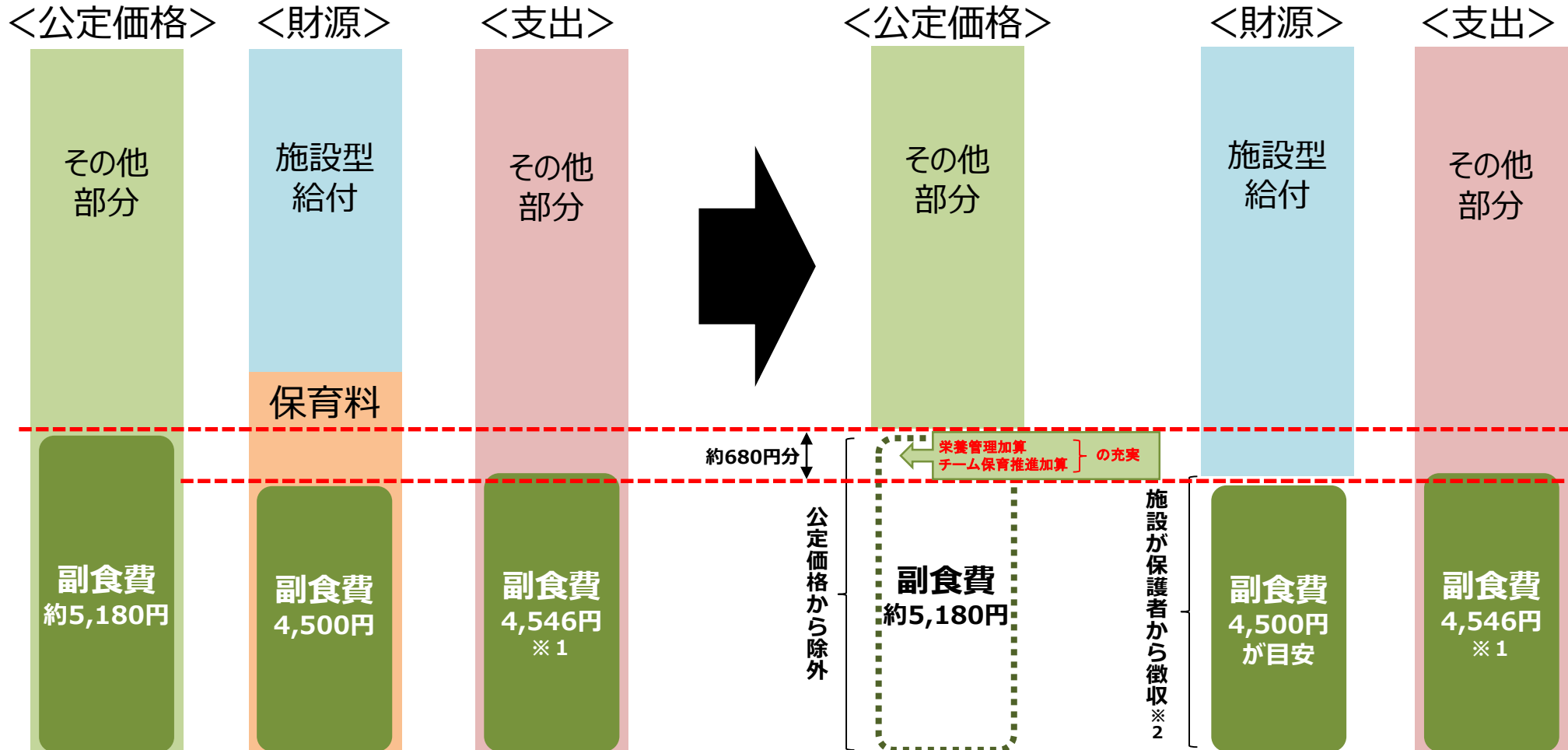
- ・栄養管理加算：非常勤の栄養士を配置する場合の加算単価(年額相当で約90万円)を追加
- ・チーム保育推進加算(年額約500万円)：平均経験年数に係る要件を「15年以上」から「12年以上」に緩和

なお、上記の他、消費税率の10%への引上げ対応の影響があるため、令和元年10月以降の基本分単価と4月から9月の基本分単価を比較すると、月額5,181円ではなく利用定員ごとに異なりますが月額約5,000円程度の減額となります。

2号認定子どもの公定価格における副食費の取扱いの変更のイメージ (私立保育所の例)

令和元年9月まで(無償化前)

令和元年10月以降(無償化後)



※1 「保育所等の運営実態に関する調査結果」における平成30年3月の子ども1人当たりの副食費支出額（0～2歳：4,350円、3～5歳：4,688円）及び「福祉行政報告例(月報)(平成30年3月分)」を元に算出した保育所を利用する子ども1人当たりの副食費支出額（月額）

※2 副食費の徴収が免除される世帯については、公定価格の加算（施設型給付による公費負担）により対応。

令和元年度予算におけるチーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充について

保育所等の体制充実を図るため、令和元年10月より、
 チーム保育推進加算については加算要件を緩和するとともに、
 栄養管理加算について嘱託職員分の費用を措置しているものを非常勤職員の配置に係る費用の措置まで拡充を図る。

	令和元年9月まで	令和元年10月以降
チーム保育推進加算	<p>(加算概要)</p> <p>チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。</p> <p>以下の場合、1名分の保育士人件費相当分を加算</p> <p>必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置</p> <p>チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築</p> <p>職員の平均経験年数が 15年以上</p> <p>加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること</p>	<p>(加算概要)</p> <p>チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。</p> <p>○ 以下の場合、1名分の保育士人件費相当分を加算</p> <p>必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置</p> <p>チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築</p> <p>職員の平均経験年数が 12年以上</p> <p>加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること</p>
栄養管理加算	<p>(加算概要)</p> <p>食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算</p> <p>栄養士を 嘱託するための費用 を措置</p>	<p>(加算概要)</p> <p>食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算</p> <p>栄養士を 嘱託する場合のほか、非常勤栄養士（週3日程度）を配置する場合の費用 を措置</p>